

新（規則で定める日以降）		新（公布日以降）		旧	
	<p>3 揚力24トン橋型水平引込式起重機1基ごとに30分につき 15,500円</p> <p>4 揚力42.2トンタイヤマウント型水平引込式起重機1基ごとに30分につき 6,000円</p> <p>5 ホッパ分岐施設1基ごとに30分につき 24,700円</p>		<p>3 ホッパ分岐施設1基ごとに30分につき 24,700円</p>		<p>(2) 附属ベルトコンベアのみを使用する場合 33,600円</p> <p>(3) 附属ベルトコンベア及びスタッカーを使用する場合 41,300円</p> <p>3 揚力40トンタイヤマウント型水平引込式起重機1基ごとに30分につき 6,000円</p> <p>4 ベルト式連続アンローダ1基ごとに30分につき 15,500円</p> <p>5 ホッパ分岐施設1基ごとに30分につき 24,700円</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考(略) 別表第3から別表第6まで (略)		備考(略) 別表第3から別表第6まで (略)		備考(略) 別表第3から別表第6まで (略)	
<p>附 則</p> <p>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。</p>					